□■　申請書類及び確認の方法□■

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定基準 | 書類 | 解説 |
| 必須書類 | 必要に応じ提出 |
| (１）管理組合の運営に関する項目 |
| 1.
 | 管理者等が定められていること | □管理者等を選任することを決議した集会(総会)の議事録のコピー |  | ※規約で別段の定めをした場合には、規約のコピーとその定めにより管理者が選任されたことを称する書類(理事会議事録コピー等)⇒理事会理事は総会で決議するが、理事長等役職は総会後の理事会で互選し決定するという管理規約のある組合は、互選を行った理事会議事録のコピーも添付する |
|  | 監事が選任されていること | □監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録のコピー |  | ※規約で別段の定めをした場合には、規約のコピーとその定めにより監事が選任されたことを称する書類(理事会議事録コピー等)⇒理事は総会で決議するが、理事長等役職は総会後の理事会で互選し決定するという管理規約のある組合は、互選を行った理事会議事録のコピーも添付する |
|  | 集会が年1回以上開催されていること | □認定申請日の直近に開催された集会(総会)の議事録のコピー | 年1回の集会を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認できる書類 |  |
| 注意点およびポイント |
| １，管理者は必ずしも区分所有者でなくてもよい２, 議事録に規約に定められた署名があること３, 2021年9月1日以前の議事録には、署名・押印が必要(それ以降は押印不要) |

　①管理組合運営に関する項目